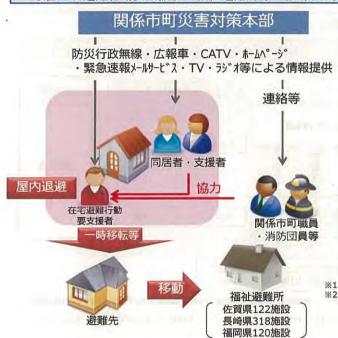
佐賀県、長崎県、福岡県のUPZ内における



- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報 車、CATV、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の 屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、支援者の車両や、県などが確保するバス、福祉車両等(九 州電力が配備する福祉車両を含む)で、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要 な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



UP	Z 内の在宅の過	控難行動要支援者数
		UPZ内
佐賀県	玄海町	121人(121人)
	唐津市	6,291人 (2,555人)
	伊方里市	2,967人 (1,481人)
小 計		9,379人(4,157人)
長崎県	松浦市	741人(741人)
	佐世保市	702人(702人)
	平"声市	117人(117人)
	壱 岐 市	1,675人(1,675人)
小 計		3,235人(3,235人)
福岡県	糸。島。市	2,488人(2,488人)
습 함		15,102人 (9,880人)

) 内は支援者有り

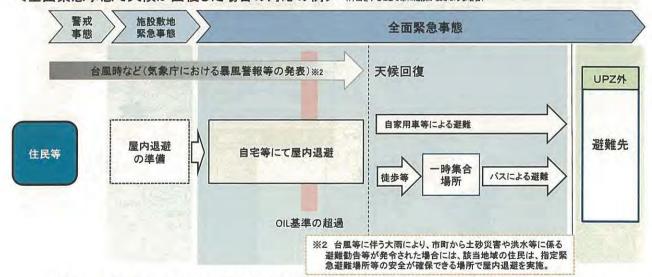
() 内は又接有句り 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保 できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係 者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができ る体制を整備中。

台風時などにおけるUPZ内の防護措置



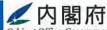
- > OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表さ れ、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまで は、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施※1。

<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



※1 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しない ようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

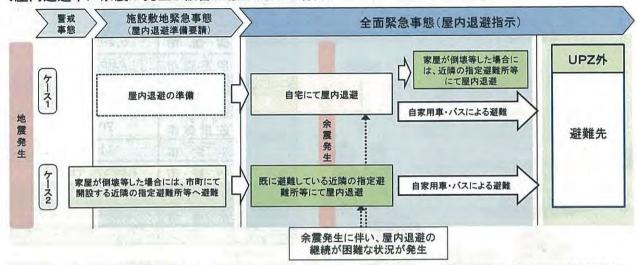
自然災害等 (地震。) により屋内退避が困難となる場合の基本的な考え方 🚄 内 閣 府



Cabinet Office, Government of Japan

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避 難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が 更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。 このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う**2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避 難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



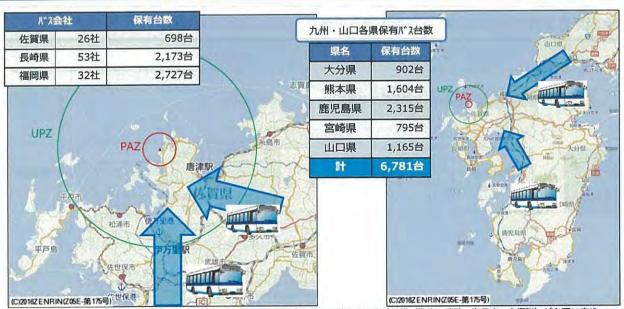
- ※1 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスケを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。
- ※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをし 71 たり、タオルやハンカチ等でロや鼻を覆う等の対策を限知。

UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保



Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必 要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を 調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段 を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国 土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ 支援を実施